

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

1. 申請方針

1. 4 非公開情報について

令和 3 年 4 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. はじめに

リサイクル燃料備蓄センターの設工認等の許認可申請書類については、法令に基づく要求事項に適合することを示すため、安全防護上の脅威に対する機密情報や商業機密に関わる設計等の情報についても、これを用いて書類を作成する必要があり、当該書類を一般公衆に公開するにあたっては、これら非公開にすべき情報をマスキングしている。

しかし、過度なマスキングの実施や非公開情報の誤った解釈による開示等の不適合を防止するため、非公開情報の考え方について整理しており、その考え方については審査資料の公開に関する理解を得るために補足説明する必要がある。

2. 非公開情報の基本的考え方

非公開情報は、その目的を踏まえて、以下の2種に分類される。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質を防護するため。

b. メーカーの商業機密

メーカーの有する商業権利を保護するため。

3. 非公開情報の概要

非公開情報について、その目的を踏まえ概要は下記の通りである。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質の盗取を防止する(核不拡散の手段の一つ) 観点^{※1}から、非公開情報は下記2種類が該当する。

※1: 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター (https://www.jaea.go.jp/04/isdn/archive/pp_is/index.html)

a-1. 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

a-2. 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

b. メーカーの商業機密

メーカーの有する商業権利等を守る観点から、非公開情報の考え方は下記の通りである。

b-1. 設計の知見を保護すべき情報

b-2. 評価の知見を保護すべき情報

b-3. 製造する知見を保護すべき情報

b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報

4. 主な非公開情報の例

a. 核物質防護情報

a-1 に該当する情報の例

[Redacted], [Redacted]

a-2 に該当する情報の例

[Redacted]

b. メーカー・第三者の商業機密[※]

メーカー・第三者の有する商業権利を守る観点等から、非公開情報の考え方と情報の例は下記の通りである。

※：最終的にはメーカー判断による。

b-1 に該当する情報の例

[Redacted], [Redacted]
[Redacted], [Redacted]

b-2 に該当する情報の例

[Redacted], [Redacted]
[Redacted]

b-3 に該当する情報の例

[Redacted], [Redacted]
[Redacted]

b-4 に該当する情報の例

他事業者の敷地内の情報等（配置情報非公開）

以上

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。